





**旅行での思わぬアクシデント！
こんなとき国内旅行傷害保険がお役に立ちます。**

保険業法改正対応

～魅力あふれるセットプラン～

国内旅行中のケガの補償に加えて、手荷物の盗難・破損等、さまざまな危険を補償します。

<p>傷 害 観光中にケガ</p> 	<p>賠償責任 展示品を壊した</p> 	<p>救済者費用等 ケガがもとで継続して14日以上入院</p> 	<p>携行品損害 カメラを落として破損</p> 
--	--	---	--

- 旅行の目的をもってご自宅を出発した時からご自宅に帰宅されるまで補償されます。
- 保険会社との連携で保険金支払いもスピーディー
- 入院、通院の日数に対して保険金日額をお支払いいたします。
- 保険金額が日額設定とは？…治療代にかかわらず、通院・入院の日数（実日数）に対して契約された保険金日額をお支払い致します。ただし、「入院日数」は180日、「通院日数」は90日を限度とします。
- ※保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、「国内旅行傷害保険のご説明」をご覧ください。
- お手続きは簡単です。ご加入の際は阪急交通社までご連絡ください。

◆加入タイプ一覧表

保険期間（ご旅行期間）*1		日帰り	2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで	14日(13泊14日)まで	15日～1か月まで
加入タイプ		F1	F2	G4	H3	J1	K1
保 険 金 額 *2	①②死亡・後遺障害保険金額	617.6万円	996.7万円	993.0万円	988.8万円	988.8万円	999万円
	③入院保険金日額	5,500円	12,000円	14,700円	13,000円	14,200円	11,500円
	④手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。					
	⑤通院保険金日額	3,500円	8,000円	9,800円	8,500円	8,700円	7,200円
	⑥賠償責任保険金額 免責金額：0円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	⑦携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	5万円	10万円	50万円	50万円	50万円	25万円
	⑧救済者費用等保険金額	50万円	100万円	300万円	300万円	250万円	250万円
	お払い込みいただく保険料	500円	1,000円	2,000円	2,200円	3,000円	3,500円

- 次のいずれかに該当する場合には、「他の保険契約等」*3と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
 - ・保険の対象となる方の年齢が始期日時点で満15歳未満の場合
 - ・保険の対象となる方の同意がない場合（ご加入者＝保険の対象となる方の場合を除きます。）
- 前泊・後泊されるお客様につきましては、保険契約申込書を別途お書きいただくことがあります。
- *1 保険期間は実際のご旅行期間となります。たとえば2泊3日のご旅行の場合は、3日間が保険期間となり、「4日（3泊4日）まで」の加入タイプとなります。
- *2 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。
- *3 他の保険契約等については、「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をご確認ください。

国内旅行傷害保険についてのご案内

- ①保険料は阪急交通社へお振込みをお願いします。
 - ②ご自宅をご出発された後にツアーを取り消された場合は、国内旅行傷害保険の加入取消は出来ませんのでお含みお願います。（ご自宅出発時点より効力が発生しております。）
 - ③ご参加者が交替された場合は改めて国内旅行傷害保険にご加入いただけます。前加入者から保険契約を譲渡することはできません。また、阪急交通社におきましては、ご出発当日に新規のご加入は出来ませんので、予めご了承願います。
 - ④国内旅行傷害保険の支払い責任は、国内旅行の目的を持ってご自宅を出発してからご自宅に帰宅されるまでとなります。ご出発前及びご帰宅後にご自宅内で怪我をされても対象とはなりません。（国内旅行傷害保険の保険の責任期間（補償期間）は保険期間（保険のご加入期間）の出発日の午前0時から、ご帰宅予定日の午後12時までとなります。）
 - ⑤この保険は、阪急交通社と、東京海上日動との間で締結された阪急交通社が取り扱う旅行に参加するお客様（旅行者）のうち、旅行出発前に加入手続きを行った方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者は阪急交通社となり、原則として、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である阪急交通社が有しますが、阪急交通社は、加入者であるお客様から解約、変更請求等の申し出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をいたします。
 - ⑥このご案内は国内旅行傷害保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、弊社までお問い合わせください。
 - 阪急交通社からご案内する国内旅行傷害保険（任意）は上記のセット保険に限らせていただきます。
 - 死亡保険金受取人は法定相続人とさせていただきます。
 - 主な保険金支払内容につきましては、「国内旅行傷害保険にご加入いただくお客様へ（重要事項説明書）」をご確認ください。
 - 病気は一切対象となりません。
 - 団体一括証券の為、皆様方にお渡しする保険証券はございません。ご加入者へはご加入通知書を出発当日添乗員または係員よりお渡し、もしくは出発日までに申込書記載の住所に送付いたします。
 - 事故にあわれたときは、30日以内に阪急交通社または東京海上日動まで事故状況をご連絡ください。
- <推奨方針について>
当社は6社の損害保険会社と代理店委託契約がありますが、幹事会社である東京海上日動社の商品を取り扱っております。

■国内旅行傷害保険のご説明 ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合			
死 亡 保 険 金	① 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。） ●自動車等の乗用用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの <p>*8「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。</p>			
	② 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。				
	③ 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合	入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。				
傷 害 保 険 金	④ 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術*4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術*4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限ります。	① 入院中に受けた手術*4	10倍	② 上記以外の手術*4	5倍
	① 入院中に受けた手術*4	10倍				
② 上記以外の手術*4	5倍					
⑤ 日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合 *6 病院もしくは診療所に通い、または住診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB プレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。					
⑥ 賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） ●車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）、の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心喪失に起因する損害賠償責任 			

場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
⑦ 携行品損害 保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合 *12 携行品とは、現金・乗船券・宿泊券、衣類、カメラ等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 ※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物、別送品等は含まれません。	(携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方とします。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。 お支払いする保険金=損害額*13-免責金額(自己負担額)3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害*14 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。) ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害等 *14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
⑧ 救 援 者 保 険 金	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②保険の対象となる方がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故によりたまたま死亡された場合を含みます。)*3または継続して14日以上入院*3された場合 *16 補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※ただし、救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費(救援者2名分まで) ③宿泊料(1名について14日分を限度とし、救援者2名分まで) ④現地からの移送費用*17 ⑤現場での諸雑費(3万円まで) *17 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ●保険金受取人の故意または重大な過失(その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自殺行為、犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)*18 ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故等 *18 捜索救助費用については、特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合もビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。

- *2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
- *3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- *9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。
- *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)
①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

- 国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)
- 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(例えば職業病、テニス肩 等)
- 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

- ◆下記文中の弊社とは東京海上日動、取扱代理店とは阪急交通社です。
- ◆ご案内の保険は、阪急交通社と、東京海上日動との間で締結された阪急交通社が取り扱う旅行に参加するお客様(旅行者)のうち、旅行出発前に加入手続きを行った方を保険の対象となる方とする包括契約です。この保険での契約者は阪急交通社となり、原則として、契約内容変更に関する請求権、解約請求権等は契約者である阪急交通社が有しますが、阪急交通社は、加入者であるお客様から解約、変更請求等の申し出があった場合は必ずこれに応じた必要な対応をいたします。
- ◆本契約にご加入された皆様には保険契約証は作成されません。ご出発当日お渡し致します「ご加入通知書」をもってご加入の確認とさせていただきます。
- ◆保険料領収証はお振込いただきました際の振込(控)をもってかえさせていただきます。
- ◆補償の重複について：
・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2
*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

この保険のご加入者の皆様のご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用チラシをご確認ください。
このご説明は、国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご加入の際は、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」によりますが、保険金のお支払条件・加入の手続き、その他不明の点がありましたら、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。この保険契約は、各引受保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合については、阪急交通社のホームページ<http://www.hankyu-travel.com/>をご覧ください。ご不明点がございましたら(株)阪急交通社までお問い合わせください。取扱代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。なお、くわしくは「国内旅行傷害保険ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。